

豊川市消防署本署庁舎整備設計業務委託 プロポーザル評価要領

豊川市消防署本署庁舎整備設計業務委託プロポーザル評価要領(以下「本要領」という。)
は、豊川市消防署本署庁舎整備設計業務委託(以下「本業務」という。)に係る受託者を特
定するにあたり、提案書提出者の選定並びに審査及び評価について、必要な事項を定める
ものとする。

1. 評価方法

- (1) 本要領に基づいて、非公開の第1次審査(参加表明書等に係る書類審査)及び第
2次審査(プレゼンテーション及びヒアリングを含む技術提案書等の審査)を行い、
豊川市消防署本署庁舎整備設計業務委託受託者選定委員会(以下「選定委員会」と
いう。)の審議により最優秀者1者、優秀者1者を特定する。
- (2) 原則、第1次審査の評価点は、第2次審査には持ち越さないものとする。
- (3) 本プロポーザルへの参加企業が1者の場合であっても、当該企業の実績要件、技
術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングを総合的に評価し、受託者として適
当であると判断された場合に限り、受託者を特定するものとする。

2. 第1次審査

参加表明書等を提出した者のうち、豊川市消防署本署庁舎整備設計業務委託プロポー
ザル実施要領(以下「実施要領」という。)に定める応募資格を満たすものから、第2次
審査の対象とする5者を次のとおり選定する。

- (1) 本要領に基づきプロポーザル事務局で採点を行い、選定委員会の承認を得る。
- (2) 評価点合計の高い者から順に5者を選定し、第2次審査の対象とする。
- (3) 実施要領に定める応募資格を満たすものが5者以下であった場合は、評価点合計
を算出の上、参加表明書等を提出した者すべてを第2次審査の対象とする。
- (4) 評価点合計が同点となる場合は、以下の順で順位を決定する。

ア 参加企業の業務実績で、同種及び類似業務の免震構造を採用した業務実績総
数が多い提出者を上位とする。

イ 上記アの実績総数が同数の場合は、参加企業の業務実績で、同種業務の評価点

が高い提出者を上位とする。

ウ 上記イの評価点が同点の場合は、参加企業の業務実績で、類似業務の評価点が高い提出者を上位とする。

エ 上記ウの評価点が同点の場合は、管理技術者及び「建築（構造）」主任技術者の業務実績の評価点の合計が高い提出者を上位とする。

オ 上記エの評価点合計が同点の場合は、管理技術者及び各主任技術者の業務実績で、同種業務の実績総数が多い提出者を上位とする。

カ 上記ア～オにより順位が決定できない場合は、くじにより上位を決定する。

（５）提出方法等、審査内容及び配点基準の詳細については、「別紙１」に定める。

３．第２次審査

提出された技術提案書等についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定委員会により、最優秀者及び優秀者それぞれ１者を次のとおり特定する。

（１）本要領に基づき選定委員会審査委員会委員が各自採点を行う。

（２）各審査委員会委員の評価点合計を集計した平均値を最終評価点とし、選定委員会の承認を得る。

（３）最終評価点の最も高い者を最優秀者とし、最優秀者に次ぐ最終評価点の者を優秀者とする。

（４）最終評価点が同点の場合は、参考見積金額の安価な者を上位とする。なお、参考見積金額が同額の場合は第１次審査の評価点合計が高い者を上位とする。第１次審査の評価点合計も同点の場合は選定委員会の採決により評価順位を決定する。

（５）提出方法等、審査内容及び配点基準の詳細については、「別紙２」に定める。

４．評価配点

第１次審査及び第２次審査の評価配点は下記のとおりとする。

項目	評価配点	備考
第１次審査	７５	事務局採点
第２次審査	１３０	委員評価点合計平均値

1. 提出図書等

様式番号	名称	提出 部数	備考
様式第 2 号	参加表明書	2 部	添付書類あり
様式第 3 号	会社概要書	1 部	添付書類あり
様式第 4 号～ 第 5 号	業務実績書①②	1 部	添付書類あり
様式第 6 号	管理技術者調書	1 部	添付書類あり
様式第 7 号～ 第 10 号	担当主任技術者調書（建築（総合）、建築（構造）、設備（電気）、設備（機械））	1 部	添付書類あり
様式第 11 号	協力事務所概要書	1 部	必要な場合のみ

2. 同種又は類似業務の定義

平成 19 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに、参加企業及び協力事務所において、次の同種又は類似業務（新築、改築に限る。）を受注し、完了した実績があること。

区分	内容
同種業務	同種業務とは、消防庁舎の基本設計又は実施設計業務をさし、延床面積 1,500 m ² 以上の実績を有すること。
類似業務	類似業務とは、国又は地方公共団体の庁舎（本庁舎・支所等の庁舎）、警察署の基本設計又は実施設計業務をさし、延床面積 1,500 m ² 以上の実績を有すること。

3. 提出図書等作成時の注意事項

(1) 参加表明書（様式第 2 号）

ア 実施要領「Ⅲ. 1. (1) ク」で定める免震構造を採用した建築物の実実施設計業務の内容が確認できる書類（契約件名・契約当事者、免震構造等が表記されている部分のみ）の写しを提出すること。

※複数実績がある場合でも、実績 1 件のみ提出すること。

(2) 会社概要書 (様式第 3 号)

ア 設計事務所に属する日本国内の事業所すべての従業員数及び有資格者数について記入すること。なお、協力事務所は含めないものとする。

イ 有資格者数の記入については、上位の資格を優先すること。(重複計上は不可)

ウ 一級建築士事務所登録書の写しを提出すること。

(3) 業務実績書①② (様式第 4 号～第 5 号)

ア 年月日はすべて和暦で記入すること。

イ 同種業務及び類似業務の実績件数 (最大 3 件ずつ) は、平成 19 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに完了した設計業務について、参加企業の業務実績を記入すること。なお、実績がない場合は空欄とすること。

※同一施設について基本設計・実施設計の両業務を実施した場合は、合わせて 1 件の実績とする。

※業務実績は、「単独」もしくは「J V (共同企業体)」、「協力事務所」として実施した設計業務実績 (新築、改築に限る。) とする。

ウ 業務実績について、次の内容が確認できる書類の写しを提出すること。なお、内容が確認できない場合は実績として認められないので、注意すること。

業務名、発注者、履行期間、契約金額、受注形態 (単独、J V、協力事務所のいずれか。J V、協力事務所の場合は、他の構成員や再委託を受けた相手方がわかるもの。)、建築面積、延床面積及び構造 (種別・形式) が判別できる図面等

(4) 管理技術者調書 (様式第 6 号) 及び担当主任技術者調書 (様式第 7 号～第 10 号)

ア 年月日はすべて和暦で記入すること。

イ 配置技術者の要件となっている資格に係る実務経験年数を記入すること。

ウ 同種業務又は類似業務の実績件数 (最大 3 件) は、平成 19 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに完了した設計業務について、業務実績を記入すること。なお、実績がない場合は空欄とすること。

※同一施設について基本設計・実施設計の両業務を実施した場合は、合わせて 1 件の実績とする。

※業務実績は、「単独」もしくは「J V (共同企業体)」、「協力事務所」として実施した設計業務実績 (新築、改築に限る。) とする。

エ 業務実績が確認できる書類（契約件名・契約金額・契約当事者等が表記されている部分のみ）の写しを提出すること。

オ 配置技術者の要件となっている資格を保有することを証明する書類の写しを提出すること。

カ 調書に示す役割欄について、「管理技術者」、「主任技術者」、「担当者」のいずれの区分で従事したかを記入すること。また、業務に携わったことを証明する書類（技術者届・体制表等）の写しを提出すること。

キ 建築ＣＰＤの取得単位を記入すること。調書に示すＣＰＤ取得単位は、令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの１年間における取得単位数の合計とする。なお、発行された実績証明書の写しを提出すること。

（５）協力事務所概要書（様式第１１号）

ア 設備（電気）担当主任技術者又は設備（機械）担当主任技術者を協力事務所の者から配置する場合には提出すること。

4. 第1次審査評価表

評価項目	評価の着目点		配点	項目別 配点
	内容	判断基準		
(1) 事務所の 評価	①有資格者数	有資格者数を評価する。(一級建築士、 構造一級建築士、設備一級建築士、建 築設備士の合計)	5	35
	②同種業務実績	同種の業務実績(設計実績)を評価す る。(最大3件)	15	
	③類似業務実績	類似の業務実績(設計実績)を評価す る。(最大3件)	15	
(2) 配置技術 者の技術 力等	①管理技術者	● 同種又は類似の業務実績(設計実 績)を評価する。(最大3件) ● 携わった立場について評価する。	6	8
		建築CPD取得単位を評価する。(令 和3年4月1日から令和4年3月3 1日までの1年間)	2	
	②建築(総合)・ 建築(構造)・設 備(電気)・設備 (機械)の担当 主任技術者【各 1名】	●同種又は類似の業務実績(設計実 績)を評価する。(最大3件) ●携わった立場について評価する。	6	32 【8×4 名】
		建築CPD取得単位を評価する。(令 和3年4月1日から令和4年3月3 1日までの1年間)	2	
	合計			

※端数が生じた場合は、小数点第二位を四捨五入する。

5. 評価点算出方法

(1) 事務所の評価

ア 有資格者数について

【評価点】有資格者数（5点満点）

人数	評価点
150～	5
100～149	4
50～99	3
20～49	2
～19	1

イ 同種業務実績及び類似業務実績について

- ・同種業務及び類似業務の実績（最大3件ずつ）について評価する。
- ・実績1件につき基礎配点を4点とする。
- ・実績1件あたりの評価点は、基礎配点に「受注形態係数」を乗じて算出し、「構造（形式）」が免震構造の場合は、加点（+1）する。
- ・上記より算出した実績1件あたりの評価点を合算し評価点とする。

【評価点】（各15点満点）

基礎配点	受注形態係数		構造形式 免震構造の場合	評価点 (最大)
実績1件につき 4	単独	1.0	実績1件につき +1	15
	JV	0.5		
	協力事務所	0.5		

(2) 配置技術者の技術力等の評価

ア 同種業務又は類似業務の実績について

- ・各配置技術者につき、同種業務又は類似業務の実績（最大3件）について評価する。
- ・実績1件につき基礎配点を2点とする。ただし、協力事務所から技術者を配置する場合は基礎配点を1点とする。
- ・実績1件あたりの評価点は、基礎配点に「区分係数」及び「立場係数」を乗じて算出する。

・上記より算出した実績1件あたりの評価点を合算し評価点とする。

【評価点】（各6点満点）

担当業務分野	基礎配点	区分係数		立場係数		評価点 (最大)
管 理 技術者	実績1件につき 2	同種	1.0	管 理 技術者	1.0	6
		類似	0.5	主 任 技術者	0.8	
				担当者	0.5	
建 築 (総合)	実績1件につき 2	同種	1.0	管 理 技術者	1.0	6
		類似	0.5	主 任 技術者	1.0	
				担当者	0.5	
建 築 (構造)	実績1件につき 2	同種	1.0	管 理 技術者	1.0	6
		類似	0.5	主 任 技術者	1.0	
				担当者	0.5	
設 備 (電気)	実績1件につき 2	同種	1.0	管 理 技術者	1.0	6
	※協力事務所の場合 実績1件につき 1	類似	0.5	主 任 技術者	1.0	
				担当者	0.5	
設 備 (機械)	実績1件につき 2	同種	1.0	管 理 技術者	1.0	6
	※協力事務所の場合 実績1件につき 1	類似	0.5	主 任 技術者	1.0	
				担当者	0.5	

イ 建築CPDの取得単位について

【評価点】（各2点満点）

CPDの取得単位	評価点
40単位以上	2
20単位以上40単位未満	1.5
12単位以上20単位未満	1
1単位以上12単位未満	0.5

1. 提出図書等

様式番号等	名称	提出部数	備考
様式第 1 3 号	技術提案提出書	2 部	
	業務の実施方針及び手法（A 3 版）	2 0 部	
	特定テーマに対する技術提案（A 3 版）	各 2 0 部	1 テーマにつき 1 枚ずつ
様式第 1 4 号	プレゼンテーション・ヒアリング審査参加者名簿	1 部	
任意様式	参考見積書	1 部	

2. 評価項目及び内容

(1) 業務の実施方針及び手法

- ア 業務の実施方針
- イ 業務への取組体制
- ウ 設計チームの特徴
- エ 設計上（その他）の配慮事項等

(2) 特定テーマに対する技術提案

ア 基本計画（P 3 5）の留意点①に関する提案 【課題 1】

『豊川市消防署本署の現状を踏まえ、基本計画 P 1 3 ページの（2）整備基本方針①から⑤に掲げた 5 つの項目を具現化し、消防活動拠点としてよりふさわしい庁舎とするための考え方（コンセプト）について提案してください。』

イ 基本計画（P 3 5）の留意点②③に関する提案 【課題 2】

『特殊性のある消防業務を円滑で効率的に行うことができ、将来の業務拡大や状況の変化による変更にも柔軟に対応することのできる建物配置計画、動線計画（出動動線・職員と来庁者の動線）、構造計画、建物内の機能構成・空間構成及び周辺環境との調和について提案してください。』

ウ 基本計画（P 3 5）の留意点④に関する提案 【課題 3】

『本整備事業では、工事中であっても現行の庁舎機能を維持（継続）すること

が条件であり、このことが、完成後の庁舎機能に影響を及ぼすこととなります。

そこで、建替えを実施するに当たっての工期及びコストを含めた建替計画（建替えの各段階における土地利用及び敷地動線計画等）について提案してください。』

（３）業務の理解度等

事業全体の理解度について総合的に評価する。

（４）ヒアリング

ア 専門技術力

イ 取組み意欲

ウ コミュニケーション能力

（５）本業務の参考見積書

見積金額の経済性（ただし、評価点合計が同点となった場合に限る。）

３．提出図書等作成時の注意事項

（１）基本事項

ア 協力事務所を含む技術提案書の提出者（以下「提案者」という。）は、本業務の考え方を簡潔明瞭に表現すること。

イ 提案者が特定される内容の記載（事業所名等の記載）はしないこと。

（２）業務実施方針及び手法

ア 業務の実施方針、業務への取組体制、設計チームの特徴、特定テーマに対する技術提案に記載するものを除く設計上（その他）の配慮事項等をＡ３版横片面１枚（様式は自由とするが、日本工業規格Ａ３判横型に横書き、文字サイズは１０．５ポイント以上（図表等を縮小して貼り付けた場合は、判読可能な範囲内であれば１０．５ポイント以下でも可）でまとめて提出すること。

イ 提案者を特定できる内容の記述（具体的な会社名や記号の類）は行わないこと。

（３）特定テーマに対する技術提案

ア 各テーマに対する提案をＡ３版横片面１枚（様式は自由とするが、日本工業規格Ａ３判横型に横書き、文字サイズは１０．５ポイント以上（図表等を縮小して貼り付けた場合は、判読可能な範囲内であれば１０．５ポイント以下でも可）に具体的にまとめること。（各テーマ（課題）ごとに作成すること。）

イ 提案者の考えを文章及び図等により簡潔に記述すること。

ウ 視覚的表現については、概念図や写真は可とする。ただし、概念図は、ゾーニングの考え方や建物のイメージを表現する程度のものとし、具体的な建築物の設計又はこれに類するものに基づいた表現をする必要はない。

エ 「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」(平成30年4月2日付事務連絡大臣官房官庁営繕部通知)に留意し作成すること。

オ 提案者を特定できる内容の記述(具体的な会社名や記号の類)は行わないこと。

4. プレゼンテーション及びヒアリングについて

(1) 準備から片付けまでに要する時間は、提案者1者あたり1時間以内とする。

(2) 開始時間前5分程度を準備時間、終了後5分程度を片付時間とする。

(3) プレゼンテーション20分以内、ヒアリング25分以内とする。

(4) 詳細は参加者に別途連絡する。

(5) 追加資料の提出は認めない。

(6) 参加表明書等を受理した順に行うものとする。

(7) 審査への出席は、実際の業務を担当する管理技術者、建築主任技術者を含む4名以内とする。諸事情によりそれらの技術者が出席できない場合は、当該技術者に次ぐ立場を担う技術者が出席すること。なお、PC操作者は上記4名の中に含めること。

(8) 技術提案書が提出されていても、プレゼンテーション・ヒアリング審査に欠席した企業は、参加意思がないものとみなし、評価の対象としないものとする。

5. 第2次審査評価表

評価項目	評価の視点				配点	項目別 配点
	内容	判断基準				
(1) 業務の実 施方針及 び手法	①業務の実施 方針	● 業務実施にあたって、本業務の目的に沿 った取り組み方針が示されているか			5	20
	②業務への取 組体制	● 本業務の遂行にあたって効果的な実施体 制となっているか			5	
	③設計チーム の特徴	● 設計業務に関わる各担当者の業務実績・ 経験・資格、人員計画及びその他チームの 特徴について効果的であるか			5	
	④設計上（そ の他）の配慮 事項等	● 設計上（その他）の配慮事項等（特定テー マとなっているものを除く。）について、 的確かつ具体的な内容が示されているか			5	
(2) 特定テー マに対す る技術提 案	【課題1】 基本計画（P 35）の留意 点①に関する 提案	● 課題に対する提案内容の 「的確性」（与条件との整 合性が取れており、具体 的な提案がなされている か等）、「独創性」（様々 な知見に基づき、本市の 消防署に相応しい提案が なされているか等）及び「 実現性」（提案が理論的に 裏付けられており、説得 力のある提案がなされて いるか等）について評価 する	的確性	10	30	90
			独創性	10		
			実現性	10		
	【課題2】 基本計画（P 35）の留意 点②③に関 する提案		的確性	10	30	
			独創性	10		
			実現性	10		
	【課題3】 基本計画（P 35）の留意 点④に関 する提案		的確性	10	30	
			独創性	10		
			実現性	10		
(3) 業務の理 解度等	事業全体の理 解度	● 豊川市消防署本署庁舎建設について、基 本構想や基本計画を踏まえ、業務内容、業 務背景、手続き等の理解度について総合 的に評価する			5	5
(4) ヒアリン グ	①専門技術力	● 説明内容が提案書の内容をよく補完して おり、専門技術を十分に発揮できそうか			5	15
	②取組み意欲	● 本業務に積極的に取り組む姿勢が伺える か			5	
	③コミュニケ ーション能力	● 質問に対する応答が迅速、かつ、明確であ るか			5	
合計					130	

6. 評価点算出方法

(1) 業務の実施方針及び手法 20 点、特定テーマに対する技術提案 90 点、業務の理解度等 5 点、ヒアリング 15 点、合計 130 点を満点として評価する。

(2) 業務の実施方針及び手法について 【評価点】(各 5 点満点)

評価結果	極めて優れている	優れている	やや優れている	普通	やや不十分
点数	5	4	3	2	1

(3) 特定テーマに対する技術提案について 【評価点】(各 10 点満点)

評価結果	極めて優れている	優れている	やや優れている	普通	やや不十分
点数	10	8	6	4	2

(4) 業務の理解度等について 【評価点】(5 点満点)

評価結果	極めて優れている	優れている	やや優れている	普通	やや不十分
点数	5	4	3	2	1

(5) ヒアリングについて

ア 専門技術力 【評価点】(5 点満点)

評価結果	評価点
説明内容が提案書の内容をよく補完しており、専門技術を十分に発揮できると認められる場合	5
提案書の内容は十分であるが、上記の評価対象と比較して説明が不十分な場合	3
上記に該当しない場合	1

イ 取組み意欲 【評価点】(5 点満点)

評価結果	評価点
取組み意欲が強く感じられる場合	5
上記の評価対象と比較して不十分な場合	3
上記に該当しない場合	1

ウ コミュニケーション能力 【評価点】(5 点満点)

評価結果	評価点
質問に対する応答が迅速、かつ、明確な場合	5
上記の評価対象と比較して不十分な場合	3
上記に該当しない場合	1